

70歳未満の方（令和8年8月診療分から令和9年7月診療分まで）

負担区分	住民税	世帯所得要件 （基礎控除後の所得）	自己負担限度額（月額）	年間上限
ア	課税	901万円超	270,300円＋（総医療費-901,000円）×1% 【多数回該当140,100円】	1,680,000円
イ		600万円超～901万円以下	179,100円＋（総医療費-597,000円）×1% 【多数回該当93,000円】	1,110,000円
ウ		210万円超～600万円以下	85,800円＋（総医療費-286,000円）×1% 【多数回該当44,400円】	530,000円
エ		210万円以下	61,500円 【多数回該当44,400円】	530,000円
オ	住民税非課税世帯		36,900円 【多数回該当24,600円】	290,000円

多数回該当…過去1年以内に3回以上高額療養費に該当したときの4回目以降の自己負担限度額。

年間上限…1年間（8月～翌7月診療分）の自己負担額の合計が上限額を超える場合は高額療養費の支給対象となります。（該当の方には市から通知します。）

基礎控除後の所得…総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額。ただし、雑損控除の繰り越し分は控除しません。

<計算上の注意>

- ・加入者一人につき、1か月ごと、医療機関の入院、通院ごとに計算します。
- ・違う病院、診療所、歯科は別計算です。
- ・保険調剤薬局で支払った薬代（医師が処方したもの）と処方した医療機関の診療費は合算できます。
- ・別計算した医療費のうち21,000円以上のものを合計して、その額が自己負担額を超える場合は高額療養費の支給対象となります。